

スポーツ大衆化の障害条件. その 1

——選手制度の復活と確立——

川 口 智 久

- I 序
- II スポーツ文化の特性
——大衆化を阻む内的要因——
- III 日本体育協会の質的転換
——大衆化から選手制度へ——
- IV 選手制度の確立とスポーツ振興
——スポーツ行政をめぐる問題——

I 序

スポーツの大衆化⁽¹⁾を阻む要因は極めて多い。そこにはいくたの内的・外的な要因が存在し、同時にそれらが複雑に結合しあっているといえよう。

近代スポーツの母国といわれるイギリスにおいては、かつてスポーツ活動をブルジョア教育の最も有効な手段とし、またブルジョア階級の社交の道具と考えた。そこで彼等はアマチュア・ルールを設けてスポーツを独占し、国民大衆特に労働者階級のスポーツ活動を障害したのである⁽²⁾。わが国においても同様に、大正期まではイギリスにおけるアマチュア・ルールに類似した規程が存在し、国民大衆は不当にもスポーツ活動を奪われ、一部特権的学生の独占的所有物となっていたことが明らかにされている⁽³⁾。確かに、この時代までのスポーツは一応階級的利益による外的要因のみが、大衆化を障害していたようにみえるが、そこにはスポーツが持つ固有の性格が強く作用し外的要因を作り出していたこともまた事実である。しかもこの時代において、これらの問題を解決すべき何等の行政的措置もとられなかったし、国民大衆による「スポーツ大衆化」の要求も全く起らなかったとみてよい。

しかしながら現在では、大衆の側⁽⁴⁾も、スポーツ競技団体の側⁽⁵⁾も

「スポーツの大衆化」の必要性を切実に訴えねばならない状況に追い込まれている。すなわち、一面、現代社会は科学技術の進歩・発達によって極めて多くの人間性を否定する要因を生み出している。このような社会状況の中で人間が人間らしく生きていくためには、人間の主体性がまづ第一に保証されねばならない。その意味で人間の主体性・創造性を表現する芸術・文化の活動と同様に、身体的側面を中核としたスポーツ文化の追求がわれわれの生活の中で見落されてはならない。なぜならスポーツ文化は本来人間の主体的・創造的活動に基づくものであり、自己の意志を身体活動を通して、或は身体活動を手段として表現し、かつ自己の持つ諸能力を十分に発揮するものだからである。そしてまた、このことによってのみスポーツは真に文化としての価値を持ち得るからである。

スポーツは、このような文化としての特性によって単に失なわれた人間性を補償するのみでなく、人間の全面的発達に身体的側面から積極的に貢献しようという重要な意義をもつのである。それゆえ、国民大衆は、すべての人達にスポーツ活動を保証しうる技術の体系・組織・制度・施設用具・指導者を要求するのである。これこそスポーツ大衆化の真の内容であり、彼等の心の底からの叫びであるとみななければならない。

一方、スポーツ競技団体の側はオリンピック東京大会での成績を基準に諸条件を分析する中で、世界的競技水準を保ち、またそれに到達する最低の条件として競技実施層の拡大＝大衆化が直ちに実施されねばならないと考えるのである。すなわち豊富な競技者層を基盤として、有望な新人や素質・能力の秀れた者を発掘し鍛えあげる手段として、また競技の高水準を求め、支えるために大衆を必要とするのであり、そのために、競技者層の拡大を叫ぶのである。このように、大衆とスポーツ団体の間の「大衆化」に対する要求は全く異質なものとして受取らねばならないのである。

競技団体の主張する選手制度を基盤とした『大衆化』は真にすべての人達にスポーツ活動を保証しえないものだと言えよう。たしかに底

辺の拡大は巨大なピラミッドを構成する条件ではありうる。すなわち競技者の層が厚くしかも拡大することは偉大な選手を生み出す素地ではある⁽⁶⁾。しかしそれはあくまでも一般的概念であって、スポーツ文化の特殊性を構造的に分析するならば既成の技術体系をもつスポーツにおいては「大衆化」と「技術の高度化」は明らかに矛盾するものであり、選手制度は競技者層の拡大を阻む要因となると言える。それにもかかわらず、スポーツ界は極めて少数の選ばれた人間によって保持・獲得される世界的水準の技術を追い求める中でスポーツの大衆化が可能であると考えている。スポーツが常に進歩・発展を追求し高度な技術に到達することは文化としての発展の法則に叶うものであるかもしれない。しかしこれが大衆の権利や欲求を無視するものである限り、それは最早や真の文化として価値を失なったものといえるであろう。

しかしながら、何故にスポーツ競技団体はこのような選手制度を堅持しているのか、同時に政府は国民大衆の利益に反するこのようなあり方に対して何故積極的な物心両面の援助を与えるのが問題とされねばならない。

わが国のスポーツ界はかつて極端なまでの選手制度を中核として跋扈的な発展をとげてきた⁽⁷⁾。それゆえ、敗戦による体育・スポーツ界の大変革を経過したにもかかわらず、その残滓は根強く生き続け戦後のナショナリズムと結合して再び選手制度の復活に成功したのである。勿論これは一人スポーツ界の自力のみによるものではなく、政府が反面で国民スポーツの振興を謳いながら他面で積極的に選手制度を支持し、法的・財的援助を行なったことも忘れてはならないのである。このことからみるならば、現代におけるスポーツの大衆化は階級的利害によって阻害されている面も無視できないが、むしろ実質的にはスポーツ・ナショナリズムに基づく選手制度の強化によって大衆はスポーツ活動を阻害されているのであり、それによってスポーツから疎外されるという状況を生み出しているといえる。

それゆえ、この小論においてはスポーツの大衆化を阻害する内的要因として、スポーツ文化の持つ特殊性の分析と外的要因の一部として

日本体育協会及び政府が国民大衆の眞の要求であるスポーツ振興を無視する中で強行した選手制度確立の経緯を明らかにすることにある。そしてそれは同時に選手制度自体が如何に大衆の利益と矛盾するものであるかを指摘するものでもある。

現在我国のスポーツ界は「選手強化対策」を通して幾多の矛盾が顕在化し、すでにその極限にまで達している。そして彼等はスポーツ界の根本的な質的転換を迫られている。それゆえ、スポーツ界はその矛盾解決の突破口を「大衆化」に求めようとしているのである。しかしもはや「選手制度」に根差したところでは技術的な高度化も文化としての質的な高まりもあり得ないし、同時に質的・技術的高まりを支える大衆の支持も得られないであろう。この矛盾の根本的な解決策はスポーツ文化のもつ特殊性や発展の法則を正しく認識することによってのみ眞の大衆化を成し遂げることができるのである。

註

(1) 「スポーツの大衆化」という言葉は極めて種々の内容を持って使用されている。すなわち、一般的には如何に低次なスポーツ活動であっても大多数が実践している場合にはそれをもって「大衆化」したという表現がなされるのである。しかし「スポーツの大衆化」は国民の大多数が彼等の能力・興味・性に応じスポーツの本質を追求し、しかも次第に質の高いスポーツを実践することができるようになることであると考ええる。

(2) 拙稿、スポーツの「近代化と階級的性格」：一橋論双，第 50 巻，第 6 号。

(3) 中村敏雄，「Amateurism について，第 1 篇，日本における Amateur Rule の変遷」：東京教育大学附属高等学校，研究紀要Ⅲ，1959 年 11 月。

彼はこの中で

- ・日本最初の Amateur Rule

(第 5 回国際オリンピック大会予選競技大会に適用)

- ・大正 2 年 (1913) の Amateur Rule

- ・大正 6 年 (1917) 10 月の Amateur Rule

(第 5 回陸上競技大会に適用)

- ・大正 9 年 (1920) 2 月の Amateur Rule

(第 7 回オリンピック大会第一次予選に適用)

- ・大正 10 年 (1921) 3 月 10 日発表規定

(第5回極東大会予選会に適用)

・大正11年(1922)3月15日発表の規定等をあげ、それが如何に大衆をスポーツ活動から疎外するものであったかを指摘している。

(4) 日本体育学会体育原理専門分科会、「国民スポーツの振興方策について」: 1965年1月1日、「新体育」第35巻、第2号。

この声明はオリンピック東京大会を終えたわが国のスポーツ界のあり方について次のように述べている。

『オリンピック東京大会を契機として、我が国民大衆のスポーツ活動がしだいに発展の兆しをみせていることはまことによろこばしい。

このような機運をますます発展させるために、われわれ体育・スポーツの研究者・指導者が過去の体育・スポーツの在り方を冷静に反省・批判し、その成果の上になつて将来の正しい発展方向への道を開いていかねばならないと考える。

現代におけるスポーツの意義

現代生活において、スポーツは単に健康を維持・増進することだけではなく、レジャー時代における国民生活の充実をはかり、平和を愛し、幸福な生活を築きあげていくことに貢献するという意味で必要不可欠なものである。したがって、スポーツは軍事的目的のために利用されてはならないし、またオリンピック選手のためのものであってもらない。それは常に国民大衆のものであり、国民大衆の希望と願望を実現するものでなければならない。

それゆえに、真の意味での大衆化が重要な課題となるのである。

現代スポーツの批判と反省

(1) わが国のスポーツを発展させてきた原動力の一つとして日本体育協会の存在を忘れることはできない。しかし、スポーツの大衆化は選手制度のために底辺の拡大を計るだけでは果たされない。

この意味において、日本体育協会はすみやかに本来の使命である「スポーツの普及・指導」、すなわち、国民一人一人が実践を可能にする制度、組織等の確立に一層の努力を傾注すべきである。

(2) オリンピックにおける選手強化対策はアマチュア・スポーツの技術水準の向上や指導・研究組織の充実を促したのであるが、これらの研究や組織は一部特定選手に専有されるのではなく、むしろ国民スポーツ振興のためにこそ十分に活用されなければならない。

(3) スポーツ振興法は、国民スポーツの発展をねらったものであるが、現実には必ずしもその目的を達していない。国は行政財政の面で、スポーツ振興法の完全なる実現を期すべきである。

(4) 学校体育は本来すべての児童・生徒・学生の全面発達を目指す

教育の中において、身体的側面を中核として行なわれる教育である。

体育・スポーツの指導にたずさわる者や中学校・高等学校体育連盟などは体育の目的を十分に認識し、教育の範疇を越えた「学徒対外運動競技基準」緩和の要求や「エージ・グループ・システム」によるトレーニングの主張などに対して、正しく対処していく見識と態度を持たねばならない。

要するに、すべての国民にスポーツを享受させるためには、とりあえず次の諸点の実現を期すべきである。

- (1) 社会体育、レクリエーションの振興のために、地域・国家計画の確立と実現を期すること。
- (2) 学校体育教師ならびに社会体育指導者の充実をはかること。
- (3) 国民スポーツの普及をはかるために、体育研究の飛躍的發展をはかること。
- (4) 国民体育大会を真の意味で国民のためのスポーツ祭典とすること。
- (5) 健全な青少年育成のためのスポーツ対策を樹立すること。』

その他これに関連する研究のいくつかを挙げると、

Makoto Ishizu: Olympic Movement and its Effects on Physical Education.

Yasuo Tange: The Olympic Movement and the School Physical Education in the Postwar Japan.

Shinobu Abe: Process and problems in the field of sports and physical education in Japan, toward Tokyo Olympiad. 等があり、総て International Congress of Sports Science で発表されたものである。

(5) 日本体育協会はオリンピック東京大会以後国民大衆のスポーツ活動を拡大する必要性を唱え、組織の機構改革を準備している様子である。又各スポーツ団体もそれを実現しているが、殆んどが選手制度を前提としたものであり何等みるべきものはない。

(6) カール・ディーム編、大島鎌吉訳；「ピエール・ド・クベルタンオリンピックの回想」：ベースボールマガジン社、昭和37年、この中で彼は“100名の者がその肉体を鍛えるには、50名がスポーツする必要がある。50名がスポーツするには、20名が専門化する必要がある：20名が専門化するには、5名が優れた高い技能の持ち主であることが必要である。”(p. 203) という表現を使っている。

(7) *Yasuo Mukasa*, The Olympic Movement and the Develop-

ment of Sports in Japan: 1964 年 10 月東京における ICSS で発表したもの。

II スポーツ文化の特性

——大衆化を阻む内的要因——

スポーツ文化の解明, 特にその問題点の把握ということを考える場合, そこには2つの側面つまり, スポーツ文化を取巻く社会的条件——外的要因——と, スポーツ文化に内在する個有な条件⁽¹⁾——内的要因——とがある。例えば, 地域社会における施設の寡多, 指導員や余暇の有無等の問題は社会的・外的条件であるといえる。

今日の状況においては, スポーツ活動を実施するための社会的・外的条件が保証されていないことは明白な事実であるが, それらが保証されないが故に国民大衆がスポーツ文化を享受し得ない状況にあると考えることは早計である。仮りにこれらの条件が完全に満されたとしても, 国民大衆は必ずしもスポーツ文化を自己の所有物とすることはできないといえる。なぜなら, スポーツ文化にはそれに内在する個有の特質があり, それはスポーツ文化特有の自己運動を行い, 発展を続ける中で大衆がスポーツ文化に近づくことを阻んでいるからである。スポーツの技術を例にとるならば技術のなりたち——体系——に問題が存在し, 多くの者がスポーツ文化のもつ本質を追求し得ないし, また他のあらゆる生活を犠牲にするとときに初めて文化追求の条件が満されるという状態である。それゆえ, スポーツ文化の解明に当っては外的条件と同等或はそれ以上に内的条件の究明が重要な意味をもっているのである。

1. スポーツ技術とその体系——「高度化」と「大衆化」の関係——

スポーツ文化を他の文化の領域と区別する最も基本的な点は, それが大筋活動を伴う身体的技術をもち, しかも各種のスポーツに特有な技術体系⁽²⁾をもっていることだと言える。

スポーツ文化が真に文化としての機能を果たし, 人間の存在に貢献するためには人間と技術の間に相互作用が存在しなければならない。

すなわち、スポーツの場合生活環境や食生活の改善に伴って人間の体力・筋力が増大、強化されれば、当然そこにより高い質の技術を希求するようになる。逆にまたその高い質の技術は一層体力・筋力の増大・強化を要求するようになると言える（この点については後に触れる）。またこのような技術は人間のもつ機能の巧緻性をより一層発達させるし、自主的な判断力をも開発することになる。同時に巧緻性の発達により難度の高い技術をも修得しうる条件となる。要するに、人間とスポーツ技術は相互作用によってますます相互の質的高まりを求めていく傾向にあるといえる。ここに文化が持つ本来の姿が存在する。

このように本来人間の身体的諸能力及び人間生活そのものをより高めるために存在せねばならないスポーツ技術も、基本的に大衆に奉仕しない技術であったり、大衆との密接な関係を保ち得ない技術体系であるとすれば、もはやそれは国民大衆の文化——真の文化——としての機能を失い、少数者・特権的階級の文化とならざるを得ないことは明らかである⁽³⁾。

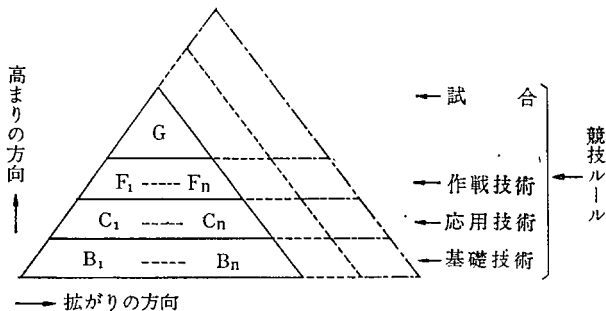
個人の持つ能力・素質の高低はともかくとして、スポーツの技術は広く総ての者に開放されているように見える。すなわち、そこでは困難な、高度な技術を努力し学習する中で克服していくことが真のスポーツマン精神であり、それによってはじめてスポーツの良さが理解されるのであり、人間教育の手段としての価値もここに求められとするのである⁽⁴⁾。しかしここに一つの大きな問題が提起される。スポーツ活動は単に体力育成の「手段」であってよいのかということである。仮りにスポーツが体力育成のための単なる手段としての意味しか持たないとすればスポーツ文化の独自性は失われここにおいてスポーツ活動・スポーツ文化は存在しなくてもよいことになる。しかし文化の存在はすべて人間形成のための内容となるべきであるとすれば、当然スポーツもその範疇から外されるべきものではない。この帰結からすれば、当然各個の文化が持っている本質に如何に到達し、追求・発展させるかということにならざるをえない。

しかしながら既成のスポーツ⁽⁵⁾、がもつ技術は極めて少数のしかも

条件に恵まれ、能力を持った者にしか真のスポーツの本質を追求できないような仕組みになっている。すなわち、各個のスポーツにおいては到達すべき狙いは唯一つであり、それを追求・獲得することがそのスポーツのもつ本質に触れたことを意味する。それゆえ、このように考えるとすれば国民の大多数が本質を追求し得ない技術体系をもつスポーツが真に人間形成のための「内容」となり得ないのは当然であり、結果的には体育成の「手段」の地位しかもたないのである。ここにもスポーツ文化の大衆化を阻害する要因の一つがあるといえる。

さてここで既成スポーツの技術の体系を分析することが必要となる。

既成スポーツの技術体系



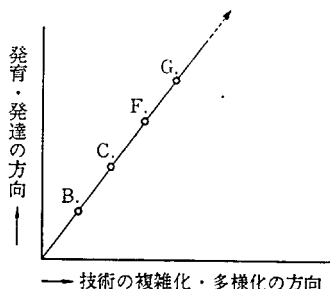
スポーツは基礎技術(B), 組合せ応用技術(C), 総合作戦技術(F), 及び試合(G)という技術的全体構造をもっている⁽⁶⁾。スポーツの場合、真の楽しみや、その持つ本質は試合(G)という過程を通らなければ味わい得ないものである。なぜなら試合は、或る種のスポーツがもつ、総ての、そして最高の技術の集大成されたものであり、そこにこそスポーツの真の姿が表現されるからである。それゆえ、本質追求のためには基礎技術から総合作戦技術までの総ての技術を修得せねばならないし、この積み重ねがないところにスポーツ文化としての「試合」は存在しないと考えねばならない。

しかし、われわれはこのスポーツ技術を決して固定的に把えること

はできない。スポーツが文化として存在する以上、極めて動的なものとならざるを得ない必然性を持っており、常に技術的な「拡がり」と「高まり」を求めて運動している。すなわち、人間と技術の間の相互関係と同時に、より高度な試合を展開して相手を打倒するためには複雑でしかも高次の作戦が必要となり、そのためにはより多くの、より確かな基礎技術・応用技術の修得が要求されるのである⁽⁷⁾。しかも、それは次第に一般化し、新たな作戦技術が考案されねばならなくなるのである。

このような技術体系をもつスポーツにおいてはその最高の段階としての試合——本質——を追求することが本来の姿であると言わざるを得ないであろう。ところが各々のスポーツの本質（G）を追求するためには個々人が素晴らしい能力を持たない限り不可能であり、反面本質（G）に触れたとしても G は固定的なものでないが故に競技者は常に激しい訓練を積み重ねることなしに、スポーツのもつ最高の段階に留まることを許されないのである。

このことからして G 自体も常に拡がりが高まりの運動を続けていることを理解せねばならない⁽⁸⁾。少なくとも、既成のスポーツ技術の体系では、技術及び発達の最高の段階にのみ試合——本質があると考えてよい。そしてそれに近づいていく過程では決して本質に触れるこ



とは出来ないのである。

すなわち発達と技術の関係は前図の如く表現されよう。

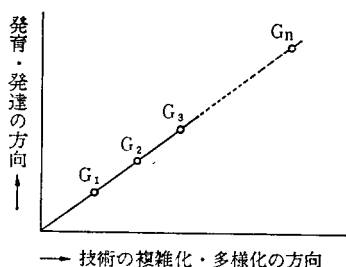
要するに、この技術体系では高度な身体的発達とそれに見合う技術の深まりがなければ G に到達できないことを意味している。

ところで、この既成スポーツの技術体系に基づくとすれば、かりに外的条件が満たされたとしても大衆の平均的能力には限界があるし、当然その時点における最高水準を持つところの G に到達することは不可能であると考えなければならない。例え、大衆が試合を行い、それに満足しているように見えても、それは文化を媒介として得られる真の満足でもなく、文化の本質に触れたことにもならない。そしてそれはスポーツ文化の本質を追求する段階での部分的喜びであるにすぎない。もしもこれを文化追求によって得られた真の喜びだとするならば、それは単なる錯覚にすぎないことが指摘できよう。

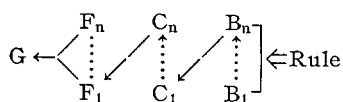
すでに述べてきたような問題点の多い既成スポーツの技術体系に立って、それを国民大衆の中に位置づけるとすれば、そこでのスポーツ文化、或はスポーツ技術は極めて質の低いものとならざるを得ない。しかしながら文化は常に人間や社会との関連において質的な高まりを求めて運動しなければならない⁽⁹⁾ことを考えるとすれば、スポーツ文化の技術的「高度化」と「大衆化」の間の矛盾は既成スポーツの技術体系の中では到底解決されないことになる⁽¹⁰⁾。

それゆえ、国民大衆を対象とする新しい質の文化の中では、この「高度化」と「大衆化」を統一しうる技術体系が当然必要になると考えねばならない。そのためにはまず、各個人の能力・発達段階やそれに伴って持ちうる諸技術の程度に応じて、それぞれの能力や技術を十分に発揮しうる試合 (G) が必要となる。この試合 (G) はその段階における技術の最高水準の表現の場であり、その段階での試合は個々のスポーツがもつ本質であると考えられる。同時にその試合 (G) は一連のスポーツ活動——例えばバスケットボール系列とかバレーボール系列のごとき——の中に正しく位置づけられ、試合 (G) の「系列化」⁽¹¹⁾として考えることが必要となる。すなわち、次の如く図示し

うるのである。

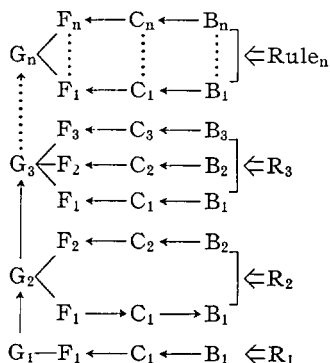


さて、スポーツの技術体系⁽¹²⁾は



と考えられ各々異質のスポーツがもつ G は唯一であり、それは最高水準を示すものである。それゆえ、既成スポーツは大衆を G に近づけようとしなかったし、また大衆も近づき得なかったのである。しかも技術が高度化すればする程ますます、 G と大衆の間のギャップは拡大されていくのである。

しかし G 自体の系列化を考える立場では次のように示しうるのである。



部門別にスポーツの“G”を系列化して考えていくなれば、如何なる発達段階においても各個人は、必ずや或る段階における試合に表現されている本質を追求することが可能になる。またこの技術の体系からすれば、同時に文化としてのスポーツの発展を阻むこともないであろう。そして個人或は小集団の能力の高まりに応じて順次高度な段階の G をも追求していくことができるのである。

2. スポーツにおける競争と「試合」

スポーツ活動における競争、すなわち「試合」は絶対不可欠なものである。形式はともかくとして、若しもスポーツにこの闘争、競争の場がないとすればもはやそれは、スポーツとしての機能を失い単なる肉体の「動き」にすぎないものになってしまう。要するに、スポーツ文化における競争、試合は、スポーツ全体の構造の中で自己或は自己の所属する集団が科学的な訓練を積み重ね、創造的な技術を考案駆使し、その総合力を発揮表現する場なのである、それは同時に、それぞれの能力や訓練の程度を評価し、優劣をつける場としての機能をも持っている⁽¹³⁾。それゆえ、どのように素晴らしい体力や気力をもち、苛酷な訓練に耐え、数多くの新しい技術を修得していたとしても、「試合」の場で敗れることは競技参加者にとって耐えがたいことであり、脱落者・落伍者を意味する。近代化された「スポーツ」においては試合の場で勝つことが「よろこび」につながるものであり、本質となってくる⁽¹⁴⁾。なぜならそれは、その段階において最高の能力と技術を所有することを意味するからである。繰返し述べるが、「試合」に敗れたとしても自己の最善を尽し、納得できる試合が行なえれば満足であるし、また満足すべきであるということがしばしば言われる。確かにこのことは個人或はチームにとって或る種の価値を持つ場合もありうる。しかし如何に多くの人がそのように考え、信じていたとしても、決してそれはスポーツにおける「試合」の本質を意味するものではない。スポーツという全体構造から捉えるならば、「試合」は競技参加者に序列をつけることであり、彼等に否応なしに格差を認めさせるものなのである。

それゆえ、スポーツ活動における試合は、国家、地域、学校或は個人の評価の場となり、それがあらゆる努力、あらゆる犠牲の上に立って勝つことを要求するのである⁽¹⁵⁾。同時に勝つことは個人或は集団の社会的名声を拡大し、地位や力の誇示にもつながっていくのである。さらに、これらの勝敗が国家的規模で行なわれる場合には、スポーツ・ナショナリズムが現出しナショナリズムとの結合をきたす原因となるのである。

アマチュア・スポーツの場合、「試合」に敗れることによって個人或は集団は、原則的に何等社会的不利益を受けることはない。しかしそれゆえに、かえってスポーツ試合における基本的問題点を覆いかくすことになっているといえる。

しかしこのようなスポーツ思想——スポーツの競争を意味づけているもの——の根源が何であるかを解き明すことが本論の目的ではない。ここでの狙いは、スポーツの「試合」が常に抗争・対立を生み、技術のレベルを極端なまでに押しあげていく結果、少数者の独占物となり、大衆が疎外されざるを得ないという原則を明らかにすることにある。

勝つための努力、相手よりも少しでも高い技術をもつための努力は、競技者を極めて厳しく、激しいトレーニングへと追込むことになる。すなわち、相手に勝つためには、彼等が持っていない新しい技術の創造或はそれに基づく諸々の組合せ技術の習得が何よりも大事な要素となる⁽¹⁶⁾。このことのためにのみ技術の科学的分析が生れ、体力の育成法が考案され新しい練習法が出現するのである。そして技術が高度化し、複雑化すればする程ますます技術練習や体力の育成のためには多くの時間と経費を必要とすることは必然であり、学業や職業生活を含む生活全体が犠牲にされなければ目的を達成することができなくなる。同時にこのことは能力や素質に恵まれた者でなければ猛練習に耐えられないし、当然そのような者だけの集団にならざるを得ないことを意味する。反面このことは、勝利の目的のために能力や素質を持たない者の加入を許さない結果ともなる。彼等の存在は集団のレベルを引下げることになっても決して引上げる作用は果さないからである。

又集団内部においても常に選手間の差別化を生み出す事態も生じている。

結局、スポーツを構成する一つの要素である試合—競争はスポーツ技術をして特定個人による専門化・職業化・人間の奇形化へと導く必然性を持つものであり、大衆不在のスポーツ文化という現象を惹き起すのである。これらの事態を惹き起す基本的原因のすべてはスポーツのもつ競争の概念からもたらされるものであり、この解決なしにはスポーツの「大衆化」との矛盾はますます拡大する方向に進むといえる。

大衆が望む「試合」は人間と人間の間に格差・序列をつけることではない。各人の発達程度・段階に応じて、如何に自己の持つ身体的・技術的能力を発揮し得たかであり、同時にそれは次の発展への基盤となり得るものでなければならない。それゆえ、試合—競争の持つ概念の「質」的転換こそ真の大衆化への方向であると言わねばならない。

3. スポーツの統轄組織のもつ役割

スポーツにおける統轄組織⁽¹⁷⁾はスポーツ活動を規制する外側の条件と内側の条件の中間にある。しかしながら、もはやスポーツ活動はこの統轄組織なしに全くその機能を果たし得ない現状からするならば、内側の問題として考えることも当然であろう。

現存するスポーツ組織の中で国際的規模をもつものとしては国際オリンピック委員会 (IOC) をはじめ、各種目ごとの国際競技連盟 (IF) がある。これらの組織はオリンピック憲章や各種目ごとの統一ルールを持つことによって、オリンピック大会や世界選手権大会、地域ごとの大会を開催している。

また国内的にみれば、日本体育協会のもとに各競技団体が加盟し、各地方では体育協会の支部—加盟地方団体—が各競技団体を統轄している。しかし実質的には地方の加盟競技団体は中央の連盟に直結しているといえよう。一方学校関係では、大学を対象に学生競技連合、高校には高等学校体育連盟、中学校は中体連等の独自の統轄組織をもっている。又職場に働く人のためには実業団の組織もある。し

かし、これらの組織もそれを構成する各種目ごとの単位は中央の各々の競技連盟の支配を受け、下部組織としての役目を果たしている。

このようにみると、総てのスポーツ活動は日本体育協会に統轄される種目別競技団体の影響下にあり、結局は世界競技連盟の支配を受けているといえるのである。したがって公式のスポーツ試合に参加を希望する場合にはいかなる者も、まず第一に各種目競技連盟の末端組織である学校、職場、地域等のスポーツクラブに所属せねばならない。この手続きを済ませることによって、形式的にはあらゆる競技会すなわちオリンピック大会から世界選手権大会、日本選手権大会、地区大会等に参加する資格を有することになる。しかしそれにも拘らず、このクラブはスポーツ技術のもつ特性からしてすでに極めて強い排他性をもつのであり、能力・素質のない者のクラブへの所属を拒む傾向がある。このことからすれば多くの者は「実質的」に各種の競技大会に参加し試合をすることを拒否されている。また反面では如何に秀れた才能を持ち、素晴らしい実績を持っているとしてもクラブ組織の一員でなければ公式試合の参加はもとより、彼等の記録は一切正当に評価されないのである。

このような所属をめぐる問題を通していても、もはやスポーツ文化は総ての者に開放されている状態であるとはいえない。しかしそれだけではなく、この統轄組織はルールの改廃や用具の規格決定から、選手や審判員の資格を認定する権限までも持っている。同時にスポーツ文化を発展させるための技術その他スポーツ活動に関する科学研究及びそれに基づく選手の発掘・養成も果さねばならない。現状において、スポーツの統轄組織は個人の力でどうすることもできない程強力で巨大な力をもったものになっているといえる。そのことからして、スポーツ文化を支える構成要素の一つである統轄組織のこの特性は、ますます大衆をスポーツ活動から疎外する方向に進まざるを得ない必然性をもっているといえる。

註

(1) この点について丹下保夫（体育原理，下巻，逍遙書院，昭和 36

年)は「……この文化の特質は何であろうか. 自然科学, 社会科学, 芸術, 道徳などといわれる文化とはどこに違いがあるのだろうか」……として次の5つの点を指摘した.

- 1) 行なうものに対して生物的な運動欲求を満してくれるものである (p. 25).
- 2) 運動技術の獲得とそのよこびを得させるものである (p. 30).
- 3) 相手と競技することが絶対条件である (p. 37).
- 4) 運動技術との関連で, 技術の練習は欠かせないものである (p. 44).
- 5) 常に倫理性が要求される (p. 52).

これらの諸点はスポーツ文化に欠かせないものではあるがすべてが, それに内在する個有のものとはいえない. そこで「運動技術」と「試合」のみのみ有な, しかも内的にスポーツ自体を規定するものであるとしたい.

また“Declaration on Sports” (submitted by the Exective Committee of International Council of Sports and Physical Education)の前文には次のように記されている.

Any physical activity which has the character of play and which takes the form of a struggle with oneself or involves competition with others is sports.

(2) スポーツの持つ技術は極めて複雑であり, 多様である. 単に「走る」ということを取上げても, 陸上競技における「走」とボールゲームにおける「走」は全く異なるものである. また「投げる」という動作もおおのスポーツで特殊性をもちそれらはそのスポーツの中に位置づけられているのである.

(3) 現在行なわれているすべてのスポーツは, かつて大衆のものであったものも, またその後作られたものであっても殆んど例外なく一部有能な者を対象として修正され改造されて現代的形式と内容を備えたものである. フットボールを例にとるならば, 19世紀中紀以後, 余暇と経済的余裕とそれに伴う体力のある特定の若者達によって支えられ, 発展させられてきたのである.

(4) 学校における体育教材としての「スポーツ」はこのような観点から取上げられる場合が極めて一般的であった. それゆえ, 教育としてスポーツが取上げられる時は常に方法のみが問題であり, スポーツ教材の内容は全くその地位を占めていない. むしろ, この点こそ教育において重視されねばならないのである. この点については, 丹下ほかによる「教科としての『体育』の本質は何か」(生活教育 35 年 10 月号)という論文がある.

(5) 現在大衆に知られている総ての公式スポーツを指す。ここに「既成の」と使用されるのは当然「新しい」質のスポーツが創造されねばならないという観点に立つからである。

又学校等でしばしば行なわれる簡易ゲーム；リードアップ・ゲームなどは、既成の体系の中で考えられ、それに近づくための方法として作られているものであるから、新しい「質」のスポーツと考えることは出来ない。

(6) いかなる「質」のスポーツであっても、このような技術的構造（基礎技術→試合）を持たないものはスポーツと呼ぶことはできない。そして、それらは同時に大筋活動を伴ふものである。それゆえ、これらの条件が一つでも欠けている「遊技」（チェス・魚釣り・ドライブ）などはスポーツの範疇に入らないことになる。

(7) スポーツにおける「試合」とそれを支える一般的技術を全く切り離して考えることはできない。仮りに切り離して考えると、スポーツ文化の追求は技術を修得し創造発展させることであって、その中にだけ人間のよろこびや高まりがあり試合は全く便宜的なものとなってしまう。この考えは誤りで試合と一般技術は相即不離であり、それが一体となってはじめてスポーツ文化が成立する。

(8) G自体の「拡がり」と「高まり」とは試合の質の変化をきたすものであり、それは常に特定の個人或は集団を取巻く環境（相手の技術的高まりなど）に左右される。同時にこれらは、「試合」を支えている下部の技術との関連において捉えられねばならない。

(9) 拙稿「運動文化論 (6)、運動文化のもつ階級性」、体育科教育、昭和 39 年 11 月号。

(10) 拙稿「運動文化論 (5)、運動文化論とは何か」、体育科教育、昭和 39 年 8 月号。

(11) 拙稿「運動文化論 (6)」では「ゲームの系統化」という言葉を使用した。意味するところは同じである。しかし、一つ一つのゲームが『本質』をもっているがゆえに「系統化」よりもむしろ「系列化」の方が妥当であると考えている。

(12) 図式によって示した「既成スポーツの技術体系」は最も単純な基礎技術から試合までを総合的に包括したものであることを示す。しかも基礎技術を総て修得したときはじめて組合せ技術が生れてくるのである。

(13) 丹下保夫、「体育原理、下」、p. 37.

(14) 丹下、前掲者、p. 38.

(15) 大松博文のスポーツ観・練習方式などは、まさにこれの典型といえる。その意味で彼こそ現代の、既成スポーツの枠内での真のスポーツマンであるといえる。しかし、彼のスポーツ観が真に人間の幸

福を求め、その質を高めるための客観姿勢と矛盾しないものであるかどうかは疑問である。

(16) 日本のバレーボール・チームの持っているフェイント戦法・回転レシーブの開発・創造はこのよい例である。

(17) スポーツにおける統轄組織は 1863 年はじめてイギリスにおいて作られた。このことによって共通のルールによって試合をすることができるようになり、スポーツの近代化への芽生えとなったと考えられる。(拙稿「スポーツの近代化と階級的性格」、一橋論叢、第 50 巻第 6 号。

Ⅲ 日本体育協会の質的転換

——大衆化から選手制度へ——

第二次世界大戦の敗戦がわが国の体育・スポーツ界に与えた影響は甚大なものであった。基本的には軍国主義的・侵略的思想に支えられた人間形成に重大な職責を果たした体育⁽¹⁾が戦後の「民主」革命によってその支柱を失なったことによる混乱であったといえる。そして、そのことは軍国主義・侵略的意図による体育を社会全体から、実質的には学校教育の中から払拭することであり、手続き的には体育科教授内容や諸制度の廃棄・解体を伴ったのである⁽²⁾。

勿論新しい体育の考え方は直ちに米国教育使節団によって示されたし⁽³⁾、具体的な教育内容については米国のそれが直輸入されたがそれのみで事態の解決を見ることはできず、かなり長期に亘ってその混乱は続いた。

一方スポーツ界も諸影響を受けたが、それは体育と本質的な違いをもっていた。すなわち、戦時においてスポーツのあるものは廃止され、またあるものは「国防競技」へと切りかえられていた。それゆえ、スポーツ界にとっては戦時の空白時代、戦後の混乱状態から脱皮し如何に民主的な組織と内容をもったスポーツ活動を実施していくかであり、実質的には、かつてのスポーツを如何に復活させるかであった⁽⁴⁾。

この状況の中にあって、当時の大日本体育会理事長、清瀬三郎はわが国のスポーツのあり方について極めて示唆に豊んだ意志を表明し、はっきりと新しい方向を示したのである⁽⁵⁾。それは一部優秀選手のも

のであったスポーツを国民大衆のものにしていくことであり、これが大日本体育会の仕事であるという決意に満ちたものであった。その具体的現われが戦災を免かれた京都市を中心に実施された「国民体育大会」⁽⁶⁾であった。現状においては、この国民体育大会も、その本来の狙いや願いを逸脱して選手制度にしっかりと結びついたものになっているが⁽⁷⁾、清瀬に代表される大日本体育会が新たに国民大衆のスポーツ活動を真剣に目指していたことは事実であり、その契機としての国民体育大会の実施及びその本来もっている精神は高く評価されてよいであろう。

わが国のスポーツは、はじめて西欧諸国から紹介されて以来殆んど学校（中学校以上の諸学校）と無関係には存在しなかった。すなわち、大学や高等師範学校の生徒・卒業生を通して地方に拡がりを見せ、内容的にも発展をしていったのである。そしてそれは当然一部学生の独占物となる運命にあった。それゆえ、清瀬構想や文部次官通達による「学徒の対外試合」に関する基準（後述）は一部の学生に独占されていたスポーツを真の姿にもどし、しかも大多数の国民に開放しうる条件を作り出したが故に、国民大衆、学校の教師・研究者達から大いに歓迎されたのである。しかし、すでに前にも触れたようにスポーツの大衆化は単に大衆に対してスポーツの機会を提供すること——外的要因を満たすこと——だけで果されるものではないが、他面で、そのことは真の大衆化への第一段階であることも事実であり、否定されてしまふべきものではない。

このような状況が生れ、軌道に乗りかけた段階でわが国のスポーツ界は次第に進むべき方向を変え、かつての選手制度の復活をはかるべく質的転換をとげていくのである。これらの事実は突発的に起きたことではない。そこに、当然いくつかの要因が複合される中で現出したのである。

すなわち、スポーツ界の動向は世界的政治状況と決して無関係に存在しなかったといえる。敗戦直後の米国の対日政策はかつての日本軍国主義を破壊し、その他あらゆる社会制度を改革することによって

「民主主義国」日本を育成することにあつたと一般的には理解される。しかし其の後の二大陣営の対立は極東における日本の政治的・経済的立場を変え反共の防壁としての役割を負わしめるという事態を招いたと考えられる⁽⁸⁾。この事実がスポーツ界の動向に多くの面で具体的作用を及ぼしたことは事実である。

昭和 23 年、第 14 回オリンピック大会が戦禍を受けたロンドンで開催された。しかし敗戦国日本及びドイツは I. O. C. への復帰を認められず招待されなかったのである。戦争終了直後に開かれたこの大会が各国民、各スポーツ団体に与えた影響・意味等の評価は別としても、わが国のスポーツ界に与えた影響は大きなものがあつた。当時すでに、日本の水泳界は古橋、橋爪の大選手を擁し、次々と世界記録を更新していくという状態であつた。敗戦によって沈滞していた国民もこれらの事柄によって活気づけられ、民族主義的感情の発露の場となつたといえる。一方、スポーツ界の指導的地位にある人達の思想は戦後の民主化の動きによって表面上は変革されたが、本質的には戦前の選手制度を基盤とするものであつた⁽⁹⁾。それゆえ、スポーツ界のリーダーは常に不安定な精神状態であり、いつでも選手制度の復活・推進に転化する要因を持っていたのである。

このことから考えるならば、常に選手制度への転化をねらっていたスポーツ界のリーダーが、国民の純粋な民族主義的感情と簡単に結合したという事態は至極当然であつた。すなわち、かつて幾多の国際競技会で大活躍した経験をもち、その夢を追う指導者達にとって、オリンピック大会に参加できないことは不満であり、耐えられないことであつたに違いない。それと同時に清瀬構想に示された国内における国民大衆のスポーツ振興などは、彼等にとって全く魅力のないものであつたが故に、爆発的な国民の民族主義的エネルギーを巧みに利用し選手制度の復活・国際舞台への復帰をねらっていたのである。

このような状況の中において、昭和 24 年「スポーツ振興会議」が設立された。たしかにこの会議は文部省の機構改革に伴つて廃止された体育局の仕事を実質的に引継ぐという役目をもっていたこと⁽¹⁰⁾、ま

たかつて官僚によって統制されていた戦時の軍国主義的体育・スポーツを反省し、それを民間が推進するという意味をもっていたことも十分理解されるのである。しかしながら、この会議は米軍総司令部・CIE の助言によって作られ⁽¹¹⁾、スポーツ国策の樹立、推進、普及発展の総本部の性格をもったものであり、真のねらいは、わが国スポーツ界の IOC 復帰とオリンピック大会参加及び各種目の世界競技連盟への復帰を目指すものであったといわれる。このようなアメリカ政府及び占領軍による助言・推進は極めて強力かつ有効なものであり、わが国スポーツ界の進路を決定的に変える要因となった。敗戦国としてのわが国は当時軍国主義的要素を一掃され、米国或は民主主義に抵抗するすべてのものを破棄された。しかし一面ではアジアにおける反共の砦としての地位を与えられそれらのために必要な条件は次第に整えられいった。これらのことは単に政治や経済の面等だけではなく、あらゆる文化・教育・スポーツ活動等においても例外ではなく⁽¹²⁾、アジアにおけるリーダーとしての役割を持つことであった。それゆえ、戦争責任を追及され、IOC や IF から除外されているわが国スポーツの状態はアメリカ政府及び占領軍当局にとって極めて不十分であり、直ちに復帰させ国際舞台で活躍させることが必要であった⁽¹³⁾。このような外側の条件は、すでに熟していたスポーツ界の国内的雰囲気と完全に合致し、国際復帰への運動及び国際舞台での活躍はますます活潑化し、同時にこのことを槓杆として日本のスポーツは選手制度へと直進していくのである。

勿論この状況の中でもスポーツ界は苦悩に満ちた経過をたどり、矛盾を増大させていくのである。——これに対する政府援助が昭和 32 年から始まる。

先づ昭和 24 年日本水泳連盟が、国際水泳連盟に復帰し、翌 25 年には日本陸上競技連盟ほか多くの競技団体が国際競技連盟に復帰できたのである。一方、体協は「大衆化」を謳う中ですでに 22 年 1 月にはオリンピック準備委員会を設立し、オリンピック委員会と名称を変えるなかで、それに NOC としての性格を持たせ対外的な準備を怠ら

なかったのである。そして昭和 26 年ウィーンでの IOC 総会でわが国のヘルシンキ大会への参加が認められるのである。

これら一連の国際舞台への復帰の動きは、わが国のスポーツ界に極めて大きな変化を与えた。すなわち、日本体育協会は「スポーツを大衆のものにする」という基本方針を変更し、次第にオリンピック主義——少数精鋭の選手制度の復活へと質的転換をなしとげていったのである。日本が IOC への復帰を認められオリンピック大会に参加する前年——昭和 26 年——に第一回アジア競技大会が開かれた。この大会が如何なる目的をもってこの時期に開催されたか、インドで行なわれることが如何なる意味をもっていたかは別として、オリンピック主義に踏み切り、ヘルシンキ大会への準備途上にあったわが国スポーツ界にとってはその成果を評価し、アジアにおけるわが国の友邦としての力を示す絶好の機会であった⁽¹⁴⁾。

しかしオリンピック主義、選手主義への傾向を典型的に示したのは昭和 27 年に行なわれた第 15 回オリンピック・ヘルシンキ大会以後であると言える。すなわち、ヘルシンキ大会にはオリンピック競技史上初めて社会主義国であるソ連が参加し、オリンピック大会の性格、スポーツ技術練習のあり方、及びそれに付随する選手育成、特にアマチュア問題に大きな影響を与えたのである⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。ソ連は他の国々と異なり、スポーツを国家建設に重大な任務を果すものとして、国家計画の中に明確に位置づけ大衆の実践を可能にし、しかも選手は国家の事業として養成したのである⁽¹⁸⁾。その結果は見事に効果を表わし、競技成績の上でもスポーツ王国アメリカをも凌ぐ勢いであった。この事態に直面した諸国はスポーツの訓練方法やその内容及びアマチュア資格についても再考を余儀なくされたのである。まさにソ連のオリンピック参加は、スポーツのあり方を根本的に変えてしまったと言ってもよいであろう。

勿論わが国もその影響を受けた国の一つであることは間違いない。ヘルシンキ大会以後まず、水泳連盟が選手養成制度の確立に重点を置くことを確認し、陸上競技連盟も科学的研究を重視せざるを得ない状

況に追い込まれたのである（昭和 27 年）。しかし、社会体制の異なるソ連によってなし遂げられたスポーツに関する諸方式・方策であるにも拘らず、直ちに我が国に取り入れねばならない状況、すなわち、取り入れなければ国際舞台で世界的水準を保ち、活躍できないという状況は、当然スポーツを国民すべてのものにするという大衆化の方向を否定しなければ実現できないものであった。これらの結果日本体育協会は機構を改め、国民体育大会委員会と国際委員会に独立性を持たせることになるが（昭和 28 年）、あくまでも国際委員会が中心であり、主力はそこに注がれ、国体委は形式的に存在する程度にとどまったと言ってよいであろう。

わが国のスポーツ界は戦後数年をたたずして、国際的な諸影響を背景とし、又国内の素朴で純粋な国民感情を逆用しながら、スポーツを大衆化するという清瀬構想を踏みにじり選手制度の復活を成し遂げたのである。そしてその後のスポーツ界は一路選手強化に邁進し、あらゆる施策が選手強化に注がれていくのである。

昭和 35 年 1 月（ローマオリンピック大会の年）日本体育協会は、「東京オリンピック選手強化対策本部」を設けた。その設立のねらいはオリンピック東京大会に優秀な成績を収めるために本格的な選手養成をすることであり、そのための具体的方針として 1) 選手強化について 5 ヶ年間の計画的総合的な一貫した強化方策をたて関係競技団体の強化策（コーチの指導力の高揚拡充、コーチ選手団の国際交流、合宿訓練、研究会など）に物心両面の援助を行なう。2) 競技団体が強化策を進めるに当って直面するいろいろな隘路を開闢する、ということがあげられた⁽¹⁹⁾。特に「……国家の総力、個人の全力をあげて、東京オリンピックを成功させねばならない」⁽²⁰⁾という雰囲気はヘルシンキ大会以後徹底し、一面では“科学戦”の様相を呈してきたのである。そのために、「文部省も大蔵省に予算要求し、選手強化策としてプロ・コーチ制を採用することにし、強化委員会としては、専任コーチは月 5 万から 15 万円の報酬を、アマ資格を失なわない B 級の非専任コーチには月 5 万円以下の研究費を支給」⁽²¹⁾するなどして準備を整え、一

方では「スポーツの科学的研究とくに科学的な体力育成法, 科学的トレーニング法の研究に着手した」⁽²²⁾のである。これらの結果, 多くの競技団体が日ソ交流, 日米交流を基幹として国際試合を行なうようになり, 世界のスポーツ科学, コーチ方法学を学んだのである。また国内においても, 選手のトレーニングをよりよく達成するために大島などにトレーニング・センターを設置したり, 全国各都道府県にも選手強化対策本部を設け中央と地方の協力体制をつくりあげるなどして着々と選手づくりの基礎固めを行なったのである。

昭和 37 年度からは本格的強化活動に入った。そこでのねらいは, 1) 重点主義強化策の実施, 2) 根性の養成, 3) 隘路の打開という基本方針が出された。これらはまず, 候補選手をしぼることであり, 各競技団体の力を考えて日章旗をあげる可能性のある競技を選別し, さらに個人競技ではその中から有望な種目を選出する。こうして選別された競技種目に対して特別の措置——選手の指導をするコーチ数を2倍にする。合宿回数と日数を増す, 選手に補食栄養費を支給する——という手段を講じたのである。根性の養成についてはスポーツ科学研究委員会の心理研究部を中心として研究し, 根性養成についての選手の心得, コーチの心得というテキストを作成した。

昭和 38 年の目標は, 過去3年間でコーチ制度の充実を見, 新しいトレーニング方法も発見され, ある程度選手強化も定着したので, 体力と技術を結合して選手の資質を向上させ, それを世界的水準で評価することであった。要するに過去の, 体力を中心とする選手の資質向上に技術をプラスしてオリンピックに臨むというものであった。

このように強化対策本部の仕事は彼等が持っている総ての力を出し切って選手を作ることにあった。そのため当然そこでは, スポーツの一般普及, 一般強化を切り捨て一部の特定候補・強化選手にのみ対照が置かれた英才教育にならざるを得なかった。大衆を無視した選手強化対策等が如何に無意味でしかも矛盾の多いものであるかはオリンピック終了後明らかにされた。この点こそ「スポーツの大衆化」のために考えねばならない最低の条件である(これらの具体的諸点について

ては、日本水泳連盟、日本陸上競技連盟を取上げ、次回に問題にする予定である)。

註

(1) 木村吉次,「学校体育の歴史と課題」,『現代教育学・14』p. 162 ~164.

(2) 木村吉次(前掲書, (p. 164)はこの点に関し次のように述べている。「終戦に臨んで文部省は何らかの自主的な動きを示さなければならなかったが、その施策は平時復帰であった。軍事教育・戦時体練・防空関係の諸訓令を廃止(8月15日)し、次いで『時局ノ変転ニ伴フ学校教育ニ関スル件』を発し、平常の教科教授への復帰、……戦時教育令は10月5日に至って廃止された。……」

文部省は『新日本建設の教育方針』(9月15日)を公表した。国体護持、軍国的思想および施策の払拭、平和国家建設を目途としたが、その中で体育については「……明朗潤達な精神を涵養するため『大イニ運動競技ヲ奨励シ純正ナスポーツノ復活ニ努メ之カ学徒ノ日常生活化ヲ図リ以テ公明正大ノ風尚ヲ作興シ将来国際競技ニモ参加スルノ機会に備ヘ運動競技ヲ通ジテ世界各国ノ青年間ニ友好ヲ深メ理解増進ニモ資セシメ』ようとしていることを明らかにした」。

(3) 渡辺彰訳,「米国教育使節団報告書」,目黒書店,昭和21年11月。

(4) 竹之不休蔵,「体育五十年」,時事通信社 p. 294~

(5) 清瀬三郎,「体育会の使命」,新体育,昭和21年8・9月号。

この中で「元来、我国のスポーツは優秀選手の養成に専ら力が注がれて、スポーツの一般化に対しては充分な手が伸びていなかった。……従来の我国のスポーツ界は頂点のみ高いピラミッドであった。今後日本の進むべきスポーツは大衆に根差したものでなければならない。基底の広いスポーツでなければならない。そこでスポーツに科学性を附与してその健全な発達を促し、大衆が安心して親しめるスポーツにしなければならぬと考える」と態度を明らかにしたのである。

(6) 清瀬三郎,前掲書。彼は「傷められた国民生活に新鮮な血行を促すものはスポーツである。健全なるスポーツは生活に生氣あらしめ、明日への希望を継がしめる。体育会の本年度の事業もこのスポーツ奨励をもって第一段として採り上げ……国民体育熱の勃興とあわせて体育会の地方網結成を目指して、本秋、全国的体育祭典を開催すべく企画している」と述べたのである。

(7) 丹下保夫(「東京オリンピックと学校体育」,体育科教育,昭和39年10月。)は,「……東京オリンピック決定により,スポーツ界が国

家の力のもとに選手強化対策を遂行しだすと、国民体育大会も選手強化対策の一環として考えられるようになってきた。……この傾向の最も典型的にあらわれたのが今度の新潟国体であろう。ここからは国体要員選手とかジブシー選手というようなことも問題になってきた。これはオリンピックをめざす日本体協の選手強化対策の縮小版を各県の段階で実施していることを示すものであろう」としている。

(8) 藤井松一ほか、「日本現代史・上巻」p. 185.

昭和 23 年 1 月、陸軍長官ロイヤルは「……今後極東におこるかもしれない新たな全体主義戦争の脅威にたいし、その防壁の役目を果すに十分なほど強力かつ安定したデモクラシーを日本にきずきあげることである」と演説している。

(9) 例えば水連の田畑政治は、雑誌「水泳」の復刊に当って「……まず強い選手養成に力を入れてきた。その後にこの雑誌が生れたのは順序として正当である。水準が低いのに雑誌など無駄だ」といっている（「水泳」84 号、24・4 月）し、又小池礼三は合宿訓練の報告の中でその目的は「次回オリンピックに対し、……高校選手の強化を計るため、……冬期合宿の結果将来性のある、高校生十既成選手をもつて編成した」（「水泳」85 号）といっていることで十分にその真意が理解できるのである。

(10) 野口源三郎、「スポーツ振興会議」、体育、昭和 25 年 2 月号。

(11) 星島二郎の「スポーツ振興会議」創立委員会での挨拶（野口の前掲書）。

(12) 教育・体育の面での変化を示せば次のようになる。

24 年 12 月・文相共産主義教授不適格言明

25 年 2 月・都教委 246 名追放

25 年 11 月・文相、修身復活と国民教育要綱について発表

26 年 2 月・文相、静かなる愛国心説明

25 年 10 月・学校柔道復活

26 年 7 月・弓道復活。等々文部行政を通して反共とそれに結びつく復古主義が続々と芽生えてきたのである。

(13) 浅野均一、「オリンピック復帰とスポーツ問題」（座談会での発言）。体育、昭和 26 年 1 月号。

・ IOC 委員高石真五郎の IOC 総会への出席に対して「ブランデーはマッカーサーに対して何とか出してくれという手紙を出してくれた。ところがマッカーサーとしては日本のオリンピック復帰ということは非常に重要なことではあるけれども、高石を送ることはできかねるということであった。……ブランデーにマッカーサーの方から手紙が行っていて、ぜひ日本を参加させてやってほしいというマッカーサーの意志がわかった。……

東氏が IOC の会議に出た時にはすでに日本と独乙の問題が論じられたあとだった……ところが、幸か不幸か朝鮮事変が勃発した。……今世界が二大分されているようにスポーツの世界も二つだということです。日本と独乙を是非米国の側に入れなければならぬという感じが皆が深くしてきたことは事実です。……（テニスの場合でも）朝鮮事変勃発後に行なわれた会議に於いては濠州、フィリピンは棄権しスラスラと通って再加盟を許されている。このように朝鮮事変を契機として、国際的にはっきりと分れた陣営の自分の側に入れようとする機運が各国にある。ことにそれは米英の間に強くなっている。米国は始めからその線に沿ってあらゆる場合に復帰を取上げている。……」

(14) 西田泰介は「アジア競技大会参加の意義」（新体育、昭和 26 年 6 月号）の中で「今次大戦において多かれ少なかれ、直接の影響を及ぼした東亜の国々に対して戦争の責任を負い戦後平和国家として更生し、営々として文化の建設に努力しつつある我が国の真の姿を目のあたりに見せて、その理解と友情を求めなければならない重大な使命があったのである」と述べている。

(15) 佐々木吉蔵、「オリンピック大会と一つの反省」、学校体育、昭和 27 年 11 月号。

(16) 鈴木良徳、「オリンピックが直面した大きな壁など」、体育の科学、昭和 27 年 10 月号。

(17) 浅野均一、「オリンピックに対する二三の私見」、体育の科学、昭和 28 年 1 月号。

(18) 東京・ソビエト社会主義共和国連邦大使館、「ソビエトのスポーツ—1957—」, p. 1~2.

(19) 選手強化対策本部、「強化対策本部の動き」、Olympia, No. 10, 昭和 36 年 2 月号

(20) 大島鎌吉、「勝つことの意義」、陸上競技マガジン、昭和 38 年 1 月号。

(21) 三辺光夫、「日本のスポーツ」、p. 60.

(22) 丹下保夫、「体育技術と運動文化」、p. 97.

IV 選手制度の確立とスポーツ振興

——スポーツ行政をめぐる問題——

戦前までの日本のスポーツ界の発展は、学徒のスポーツ活動に負うところが極めて大きかった。その伝統は現在でも変わらず、常に第一線選手、国際舞台で活躍する選手は高校・大学若しくは少数であるが中

学校で育てられた若者達であるといつてよい状態である⁽¹⁾。しかし、このような状況、すなわち選手を作り出す条件は学校教育の全体構造に正しく位置づけられなかったり、またそれ自体を破壊する恐れが多分にある。すなわち「運用の如何によっては、ややもすれば勝負にとられ、身心の正常な発達を阻害し、限られた施設や用具が特定の選手に独占され」⁽²⁾ てしまう可能性を内包しているのである。これらの点に鑑み、文部省は戦後の民主化の過程で総司令部の助言を得、体育振興委員会、学校体育研究委員会、日本体育協会、各競技団体、日本体育指導者連盟等の意見を求める中で、昭和 23 年学徒の「対外試合基準」⁽³⁾ を作成し、体育局長名をもって通達をだしたのである。

この試合基準の作成に当って日本体育協会が或る種の責任をもっていったことは、清瀬構想にもとづく国民スポーツの大衆化を推進するための一つの手段として「基準」を考えていたことが十分理解できるのである。また、文部当局も当初から選手制度の復活・強化を意図していたのではないことも明らかである。

結局、この試合基準を通達した本旨は、戦前の歪められた学生スポーツを如何にして民主化された学校教育の中に位置づけるか、そしてスポーツ活動を如何にして多くの学生生徒のものにしていくかという熱意のあらわれとみることもできるのである⁽⁴⁾。しかしこのような文部省当局の基本的態度も諸々の条件によって次第に影をひそめ、結果的には選手制度確立・強化に加担していくことになるのである。すなわち、試合基準は日本水泳連盟を中心とするスポーツ界の圧力⁽⁵⁾によって、昭和 29 年⁽⁶⁾、32 年⁽⁷⁾、36 年⁽⁸⁾と 3 度び改正され、そのたびごとに基準は規制力のないものとなり現状においては殆んど存在の理由を持たない状態であるといえる。しかも、昭和 39 年オリンピック東京大会終了後には 4 度び水連は文部省当局にその改正或は撤廃の要求をしているのである。

このように学校教育の機能を全く無視し、一方では大衆（この場合は児童・生徒）からスポーツを奪うにも等しい基準改正の要求が何故にでてくるのか、また文部省当局はなぜそのような要求を受け入れね

ばならないのか極めて問題である。まず直接的な原因として考えられるのは、我が国スポーツ界が全く不振（不振の原因は他に多く求めることができるがここではそれらに触れない）でオリンピック大会等で十分な成績をあげ得ないことにある。水上競技や陸上競技にはオリンピック大会時以外に世界選手権大会は存在しない。それゆえ、スポーツ関係者は最も大規模でしかも華やかに国力や競技水準を誇示できるオリンピック大会に死力を尽すのは当然である。この状況の中で我が国のスポーツ界が頼らざるを得ないのは学校教育の中でのスポーツクラブなのである。しかしこのクラブは「対外試合」を規制されているが故に試合の機会に恵まれず、記録や勝利に対する刺激が乏しいために優秀選手が輩出しないというのが彼等の論理である。この立場に立つが故に、基準の改正は常にオリンピック大会との関係において行なわれているといえるのである。

この数次に亘る基準改正に対して教育現場の教師や研究者から、教育の実状を認識しないものとの意見や批判が起らなかった訳では決していない⁽⁹⁾。ただそれらの批判や非難が全く無視され基準緩和へと直進したにすぎないのである。

大衆のスポーツ活動並びに学校教育に責任を持つべき文部省当局があえて学校教育を歪めるような、しかも大衆に背を向ける一部優秀選手のためのスポーツ活動に先鞭をつけるごとき行為をしたのは単にスポーツ界の圧力に屈したとばかりは言い切れない。そこにはオリンピックで日章旗をあげるというスポーツ・ナショナリズムと密接に結びついた諸種の国際的・国内的要請が存在し、強く作用したからであると考えられる。

しかし、オリンピック主義、それにもとづく選手中心主義を推進するスポーツ団体を代表として要請され、実施された「基準緩和」は、教育の基本問題までも揺さぶるごとき事態を惹き起したにも拘らず全く所期の目的を達成することができずオリンピックにおいて惨めな敗北を喫している現状である。この結果は当然のものである。彼等が、既成スポーツにおける選手制度の中では選手層を拡大し、その中から

優秀選手を発掘すること、すなわち競技者層の拡大と技術の高度化は矛盾し、統一できないという法則を理解していなかったこと、或は無視していたところに問題があると指摘できるのである。

スポーツ界の要求を受け入れ、学徒のスポーツ活動をオリンピック体制に組込む基準緩和はなされた。しかし選手制度の中で矛盾が顕在化しつつあったスポーツ界はメルボルン大会の前年すなわち昭和 30 年に派遣費をめぐって問題が起った⁽¹⁰⁾。彼等はヘルシンキ大会以来次期メルボルンを目指して、選手強化などの準備を進めてきた。勿論国家財政の援助やオリンピック運動を支持する人達による援助のないところで常に資金調達に苦勞を重ねてきたのである。それゆえ、彼等は大会への選手派遣費捻出のために、競輪からの寄付金を期待し、ラグビー協会と鋭く対立したのである。この対立の基本はアマチュアスポーツとして、財政的な無理を押して大選手団を送ることが正しいか、或は少人数でも浄財によってのみ参加するのがよいかという点にあった。

たしかに、31 年度予算による政府の派遣費補助は 2 千万円であり、メルボルン大会派遣経費 7 千万円に比較すれば問題にならない少額であるといえる。しかし、国民的規模でのスポーツ振興費が殆んど存在しない状況の中でこれらの補助金が出されることは、スポーツの大衆化を推進する立場にある者からすれば決して無視できないものである。それゆえ、日本体育協会に対する政府補助金の寡多や、競輪からの寄付の可否の問題ではなく、今後この問題がどのように発展し、我が国のスポーツ運動にどのような影響を与えることになるのかが余程重大な問題である。

種々の問題を残しながらも大選手団を送ったメルボルン大会の成績は期待したものを得られなかった。しかし、すでに政界・財界・スポーツ界にはオリンピック大会の東京招致というねらいと世界的水準での競技会においては国家的な援助なしに日章旗をメインボールにあげることは出来ないという認識があった⁽¹²⁾。このことからしてこれらに具体的な契機を与えたのが昭和 30 年の「派遣費騒動」であるといえる。それゆえ、スポーツ界は政府に対してスポーツ・体育行政の一

元化および国家による積極的財政援助を要求したのである。これらの事柄は単にスポーツ界内部の問題に留まらず、国会における問題に波及しそこで議論されることになったのである。その結果時の文部大臣灘尾弘吉は「国家的見地」からスポーツ問題を審議する機関を設立する考えであることを明らかにした⁽¹³⁾。そしてスポーツ振興審議会が、「昭和 32 年 2 月 15 日閣議決定により内閣総理大臣の諮問に応じてスポーツの振興に関する緊急な重要施策について調査するために」⁽¹⁴⁾設置されたのである。しかし、当時すでに文部大臣の諮問機関として保健体育審議会が存在したが、要請される国家によるスポーツ問題の解決をより強力に、しかもより敏速に処理するためにのみスポーツ振興審議会は設立されたのである。

この審議会に対する諮問は 2 つの面すなわち、「スポーツの国民一般に対する普及振興」⁽¹⁵⁾のための方策は何か、であり、他はスポーツの「国際交換を促進するための根本方針」⁽¹⁶⁾を立てることであった。勿論この諮問と答申は第 2 点に中心があったことは明らかであり、単に国民大衆のためのスポーツ問題解決に名を借りて如何にして国家が優秀選手を育て、日章旗をあげさせるかを狙ったものであった。すなわち答申に含まれる国民スポーツに関するある部面は極めて抽象的であり、或る面は形式のみが与えられ、強力な組織や財政的援助の裏付けがないものであり、直に発展するための保証は何等なかったといえる⁽¹⁷⁾。しかし、国際的な選手の育成或は競技会開催等に関してこの答申は、極めて積極的な態度で臨み⁽¹⁸⁾、わが国のアマチュアスポーツ（選手制度下の）の方向性を決定する上に果たした役割は測り知れないものがあるといえる。すなわち、政府は早急に解決を迫られるオリンピック問題——東京への招致、優秀選手の発掘、大会での優秀な成績など——があったにせよ、国民スポーツの大衆化を計るべき重大な責務を公式に破棄し、選手制度の復活・強化に踏み切ったのであり、わが国スポーツ界に決定的な一時期を画したといえるのである。

審議会の答申で最も優先的に取上げられたのは「東京オリンピック招致対策委員会」⁽¹⁹⁾の結成であり、それによって準備のための総合計

画とくに施設・用地の確保などが進められたのである。一方「近時の外国の例にみる如く、国際競技に強い選手を育成・強化したり、また競技会の開催に必要な経費を国家が大幅に助成することが必要であるので、その線において特別の立法措置」⁽²⁰⁾、すなわち「社会教育法」の一部改正がなされ日本体育協会に補助金が出されることになったのである⁽²¹⁾。これについて灘尾は国会における提案理由の中で「……社会教育団体については、その団体が自主的組織による民間団体であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、これらの社会教育関係団体に対して補助を行なわない方針のもとに、社会教育法にもその旨の規定が設けられているのであります。

しかしながら社会教育法制定当時とは異なり、現在すべての社会教育団体に対して一律に以上の方針で臨むことについては必ずしも実情に即さないものがあるのであります。

特に運動競技に関しては全国的及び国際的な事業を行なうことを主たる目的とする団体においては、当該団体のみの自主的活動にすべてを依存してしまうことはほとんど不可能な状態であり、現在このことが社会体育の振興上大きな問題となっているのであります。

このような団体については、その事業の性質及び規模等にかんがみ、当面の問題として、国は国家的見地からこれを援助する必要があると思われるのでありますが、これら民間団体の活動を助成するため、国は緊急に必要な措置を講ずるよう各方面からも強い要望が起っているのであります。

以上のような理由により、社会教育関係団体のうちで運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行なうことを主たる目的とする団体に対しては、当分の間国はその事業遂行に必要な経費について助成できる道を開き、これらの団体が円滑に事業を遂行できるようにしたい」⁽¹²⁾と述べているのである。

しかし、ここで社会教育団体と言われるのは「社会教育法第10条の規定する団体、たとえば日本体育協会」⁽²³⁾であり、彼等がオリンピック主義にのみ徹している団体であることを考えるならば問題が残る

ところである。

結局この法律は昭和 32 年 5 月 2 日、第 26 国会を通過し施行されたのである⁽²⁴⁾。勿論スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法の如き総括的にスポーツ問題を解決すべき措置についても指示したのである⁽²⁵⁾(この点については後で触れる)。

一方、文部省も保健体育審議会に対して昭和 33 年 10 月に、スポーツ振興のための必要な立法措置およびその内容、スポーツ技術の水準向上などについて諮問したのである⁽²⁶⁾。この諮問に対する理由書によれば、「スポーツを広く国民全体に普及させるためには、国および地方公共団体の責務を、より明確にするとともに、スポーツ振興についての諸問題に関し、新たに立法措置を講ずる必要があると考えられるが、この場合とくに学校体育と社会体育との関連やスポーツに対する国等の関与の限界についてじゅうぶん考慮しつつ、その内容について検討する必要があると考える。……スポーツ技術の水準をいっそう高めるためには、スポーツに関する科学的調査研究の方法や競技団体の指導組織の育成について、その具体策を根本的に検討する必要がある」⁽²⁷⁾(傍点筆者)とし、スポーツ振興、それも競技団体に象徴される選手主義のスポーツを国家的見地或は国の責任において推進する意欲を見せたのである。

スポーツ振興のための立法措置についての答申は「……国民とくに青少年が挙って健全なスポーツを進んで行うように仕向けることが必要である。また、それが、引いてはスポーツ人口を刺激し、優秀なスポーツ技術の向上をきたすゆえんである」⁽²⁸⁾という基本的態度をもっていた。このことは大衆のスポーツ振興をはかるという名のもとに我が国スポーツ技術水準の向上＝優秀選手の発掘を狙った立法措置を考えていることを明らかにしたのである。その上それらをより具体化するための方策として「スポーツ団体に対する補助の途を拡げること。

全国のおよび国際的な運動競技を行う団体のみならず、その他のスポーツ団体に対しても、国や地方公共団体よりの補助ができるよう措置を講ずる必要がある」⁽²⁹⁾という一項が付け加えられていたのである。

また同様に、スポーツ技術の水準向上についての答申⁽³⁰⁾でも「スポーツ技術の水準向上のためには、国民一般とくに青少年にスポーツを普及し、かつ活発に実施する方途を講ずるとともに、さらに専門的技術をいっそう高めるための施策を積極的に促進する必要がある。

よって、国および地方公共団体は、おもに次のような事項の実現に努力するとともに、各種関係団体の事業に対しても、アマチュアスポーツの立場を尊重しながら、援助を図る等の施策を推進すべきである」⁽³¹⁾との考えに立って、常に専門的技術の向上を眼目にしていたのである。この専門的技術の向上は東京に「オリンピックがくるであろうということがあった」⁽³²⁾から早急に必要とされたのである。つまり「青少年にスポーツを普及させて、実施させ、いわゆるスポーツ人口の増加によって自然にスポーツ技術も高めようとしたんです。しかしそれだけではいかん。もっと専門的技術も向上させるということが大切であると考えた」⁽³³⁾のである。

要するに答申1の中味は大衆の中から優秀選手を発見することであり、答申2はそれをより強力に育成することであった。ここにはすでに大衆は存在せず、一部優秀選手のみを国家の援助によって育てようとする意志が露骨にあらわれていたといえる。

このようにして昭和32年にスポーツ振興審議会の設立・社会教育法の一部改正等の措置が講ぜられて以来政府が、スポーツの大衆化を無視するか或は問題点をすり変える中で一貫してとり続けてきた選手制度の確立のための努力は、昭和36年に一応行政的、制度的に完結したとみてよいであろう。すなわち、それは昭和36年5月、議員立法の形をとったにせよ「スポーツ振興法」及び同年6月「オリンピック準備のために必要な特別措置に関する法律」（以後「特別措置法」という）が制定されたことによって明らかである。スポーツ振興法についてみるならば、「……スポーツが国民生活の充実と相待って国際的にも相当な水準にまで到達したことは喜ぶべきことではありますが、なをその所期の目的を達するためには幾多改善の必要があると考えられますので、……この法案を提出する」⁽³⁴⁾（傍点筆者）ことになったので

ある。とりもなをさず、所期の目的とは国際的競技水準を持った多くの選手が輩出され、国際的舞台で優秀な成績をあげることである。それゆえ「近くオリンピック東京大会が開催されることもあわせ考慮に入れられまして、何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませようお願いいたします」⁽³⁵⁾と言わざるを得ないことも当然であった。

法の内容は、従来行政的措置で行なわれていたスポーツ行事の開催指導者の充足、施設の整備、補助金の交付等を具体的に法定し、さらにその強化をはかろうとするものであり、そのために国民が随時随所にスポーツが実践できるような諸条件の整備をはかることであった。これは各市町村段階での体育指導委員の必置、スポーツの日の制定、体育的諸行事に対する国または地方公共団体の援助を明文化することによって果そうとした。しかしスポーツ施設の整備のために 1/3、指導者養成のために 1/2 等の国家補助しかなされず、体育指導委員が非常勤であるという状況は全くこの法自体を形式だけのものに留めたといえよう⁽³⁶⁾。その上、スポーツ水準の向上のための措置として、第 14 条は、国および地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高くするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と規定したのである。まさに「スポーツ振興法」はこの第 14 条に象徴されているといっても過言ではない。たしかに形式的・表面的には国民大衆にスポーツを普及・発展させることを目的としているように見える。それゆえ、これに対する期待も大きく国民大衆は言うに及ばず、体育・スポーツの研究者の中にもこの法律を高く評価し、これを契機にわが国のスポーツ界を真に大衆化させうるものとして歓迎したのである⁽³⁷⁾。しかしながら、これはすでに述べた如く、実質は全くわれわれの意に反したものであった。要するに、あるべき姿、それに対する願望を表現し、大衆のために必要な指導者や施設に対する財政的裏付けが保証されていなかったのである。ここにおいて、法の内容は全く形骸化せざるを得なかったのである。しかし、このように国民大衆にとって全く縁のないようにみえた「法」もスポーツ団体にとっては決して無益なものではなかった。むしろ彼等のために作られた法

律であったがゆえに、十二分に活用されたといつてよい。すなわち、彼等はこの法律を利用して地方の下部組織——加盟地方団体を物心両面に亘って強化し、選手発掘の温床たらしめたのである。

このような底辺のスポーツ人口を拡大する（実際に拡大し得ないことはすでに述べたし、また拡大もしなかったが）ための施策だけでは、彼等の所期の目的を達成できないことは明らかであった。それゆえにこそ「特別措置法」が重要な意味を持つてくるのである。すなわち、「スポーツ振興法」と「特別措置法」は、競技者人口の層を広く・厚く拡大し、その中から優秀な競技素質・能力を持つ者を発見し、それを国家資金によって国際級水準の競技者に育てるという関係において把えなければならない。それによってのみ、この2法の精神は活かされ、所期の目的を達成することが可能となるのである。

この「特別措置法」は、国家的利益につながるオリンピック準備体制を一段と強化する必要上、「大会遂行の直接責任者となるオリンピック東京大会組織委員会の業務の円滑適正等大会に備えて、わが国選手の競技技術の向上に資するため、財的援助その他特別の措置」⁽³⁸⁾を講ずるために、政府から提案されたものである。要するに、この法律は2点にしばって考えることができる。1つは、大会の運営者たるオリンピック東京大会組織委員会に対して財政的援助をすること、並びに国有財産である競技場・土地・建物等が無償で組織委員会に使用させることである。又準備に必要な資金を調達するために資金財団を設け、寄附金つき郵便はがき等の発行を認めたこと、日本専売公社等の援助を可能にしたことである。第2点は、「大会に備えての選手の競技技術向上に資するため必要な特別措置」として政府が「予算の範囲内において、その一部を補助することができる」と規定したことである。

この法律の持つ意味は「オリンピック東京大会のため」という単純なものでない。すでにヘルシンキ大会を契機として、国際的競技会における成績の向上は国力の誇示、体制の優位さを計る尺度と考えられ、それらは国家的財政援助なしに全く不可能であることを政府並びに体協役員は認識したのである。それゆえ、日本体育協会はそれ以後強力

に国家援助を政府に要請してきたのである。勿論政府も、国際政治との諸関係からそれらに無関心ではなく、「スポーツ振興審議会」の設立、保健体育審議会への諮問等で応えてきた。そして、この決定的な好機を待っていたと考えるのが妥当である。それゆえ、「オリンピック東京大会」という千載一遇の好機に懸案の総てを解決しようとしたのである。

しかも「特別措置法」は単に優秀選手の技術向上に援助を与えると
言う意味だけではない。当然それは国民大衆のスポーツ要求を無視することとなり、同時にそこにしか選手制度はなり立ち得ない。すなわち「スポーツ振興法」が底辺のスポーツ要求を汲み上げ得るようにみえながら、それを果し得ないのは政府自体に大衆化を推進する意欲に欠け、積極的な施策のないままに放置していることと、同時に理論的に大衆化と選手制度が決して統一できないものであることの証明でもある。彼等は、スポーツの大衆化と矛盾する選手制度を「法」の名のもとに確立した。そしてこれは政府が昭和 32 年以来準備してきたことの総仕上げを意味している。結局このことによって、わが国のスポーツ界は完全にステート・アマチュア制度を完成し、大衆はますますスポーツから疎外されていくのである。

昭和 39 年オリンピック東京大会を終った時点でわが国のステート・アマチュア制度のもつ矛盾が顕在化し、再び大衆スポーツに対する要求が競技団体側から起っている。しかし所詮優秀選手の発掘を目指しての「大衆動員」であることを考えれば、これらもすぐに矛盾を露呈することは明らかである。

註

(1) 三辺光夫：「日本のスポーツ」p. 17. 彼はここで、ローマ・オリ

学歴（在学・中退・卒業）	選手数	比率
大 学	197名	90.3%
（私 立	(153)	(70.1)
国 公 立	(44)	(20.2)
旧 制 中 学・高 校	18	8.2
各 種 学 校	3	1.5

ンピック選手の学歴を前ページの表にまとめている。

(2) 文部省体育局長通達：発体 75 号、「学徒の対外試合について」、昭和 23 年 3 月 20 日；

(3) 基準の内容は

1. 小学校では校内競技にとどめる
2. 中学校では宿泊を要しない程度の小範囲のものにとどめる。但しこの年齢層では対外試合よりもはるかに重要なものとして校内競技に重点をおく。
3. 新制高等学校では地方大会に重点をおき、全国的大会は年一回程度にとどめる。
4. 学徒の参加する競技会は教育関係団体がこれを主催しその責任において適正な運営を期する。なを対校競技は関係学校においてこれを主催する。

等々が主なものであった。

(4) 東俊郎、「中学校の対外競技制限の根拠」、『学校体育』、昭和 25 年 1 月号。

(5) 丹下保夫は「体育技術と運動文化」,(p. 125~126.)の中に高石、田畑、藤田 3 氏の次のような発言を収めている。

「メルボルンには必ず勝ると信じている。またそうすべきだ。ヘルシンキの敗因は主力が年をとりすぎていた。水泳に一番良い年齢は 20 歳前ある。戦前は小学校で水に入り中学校で基本訓練をうけ、大学で仕上げをするという一本の線がつながっていた。いまはそれが切断されている。……現在のように中学生の競技会を制限しないで、日本の水泳に完全な一本の成長線を通してもらいたい。この線が通ったら、われわれが黙っていても日本の水泳は強くなる」(高石)。

「いまの日本に若い優秀な選手が出ては教育上なぜ悪い。これをのぼしていくのが教育の本質ではないか。昔のオリンピック選手の北村君、宮崎君らは悪くなるどころか、むしろりっぱにやっている。」(田畑)

「対外競技の制限の中核となっている論議は中学生の宿泊を要する競技会を認めるか否かにある。競技団体側が戦後 8 年余を経過した今日の社会的、経済的情勢の著しい進展や中学生の体位向上等を勘案して、制限緩和を要望し、しかも全般的緩和が容れられないならば、一部特例を設けたいと要望している立場は、むしろ謙虚な態度であって、正当に認められてよいと思う。教育者側は身体に過度の負担がかかり、精神的に過度の緊張をもたらし、経費、施設の面で過度の負担、独占などが行なわれ教育上好ましくないと主張している。しかしこれはあまりにも容易を望み、消極策に墮している嫌いはないか」(藤田)。

(6) 「文部省通達、文初中第 220 号」昭和 29 年 4 月 20 日付。

改正の主なる点は

1. これまで小学校は校内競技にとどめるとしていたのが、連合運動会をやってよいことになった。
2. 中学校では校内競技中心が望ましいといわれていたが、これは消えて、県内だけの対外試合だけでなく隣県とのブロック大会はよいとされた。

また個人競技では、全日本選手権大会や国際競技会に参加させる道がひらかれた。

3. 高校では全国大会への参加回数を 1 回と定めてあったものの他、国民体育大会への参加を例外とした。

(7) 「文部省、通達、文初中第 249 号」昭和 32 年 5 月 15 日付。

ここでの改正の重点は「主催者」について大巾な緩和をしたことである。昭和 29 年の段階までは「学徒の参加する競技会は教育関係団体（中学校・高等学校体育連盟を指す……筆者注）または機関が主催し、その責任において運営されるものに限る」とされていた。しかし 32 年の改正では：

「学徒の参加する競技会は教育関係団体または機関が主催し、その責任において教育的に運営されねばならない。ただし、高等学校以上の学徒の参加する競技会については、教育関係団体を中心となって自主的に構成される審議機関の審査を経て、教育関係団体以外の団体を協力者として主催者に加えることができる。

この場合において教育関係団体、教育関係機関および自主的に構成される審議機関はつぎのとおりとする。

ア. 教育関係団体とは、日本体育協会、これに加盟している競技団体、これに準ずる競技団体、学校体育スポーツ団体およびこれらの下部組織（これらの団体の最下部組織であるクラブ及び学校は含まない）をいう」以下略。

となったのである。（傍点筆者）。

(8) 「文部省通達、文体体第 139 号」昭和 36 年 6 月 10 日付。

この通達では「将来の方向として、この種の制限は文部省が行なうのではなく、学校や教育委員会の判断にまかせる」（丹下：前掲書 p. 134 という基本的態度を明らかにしたのである。

改正の主な点は

1. 小学校では連合運動会程度にするが、禁止的印象をなくする。
2. 中学校の隣接県にまたがる競技会は教育委員会の責任において行なってよい。宿泊制限も実状にそって緩和する。

3. 中学校の水泳大会については全国大会を認める.
4. 中学生の国際競技および全日本選手権大会への参加資格を緩和する.
5. 中高校生の国際競技への参加手続きを緩和する.

なをこれ以前に文部大臣は保健体育審議会に対して「学徒の対外運動競技基準について」(文体体第 65 号) 昭和 36 年 3 月 14 日, 諮問している. これについての理由書(保健体育審議会要覧, 第 2 集, 文部省体育局編, p. 60) は「学徒の対外運動競技の基準は, 制定後数度の改訂を行なってきたが, 昨今オリンピック東京大会に対処してこれが緩和の要望が強いほか, 客観的情勢も変化してきているので, 事態に即応して再検討する必要がある」としているのである. そして昭和 36 年 5 月 11 日, 通達に盛り込まれた内容と殆んど同じ答申が出されていたのである.

(9) 山岡二郎:「中学校長としての立場から」, 『新体育』昭和 29 年 2 月号. p. 17.

山岡二郎:「現場からみた中学校の対外競技の問題点」, 『学校体育』, 昭和 36 年 7 月号. p. 23.

丹下保夫: 前掲書, p. 120~135.

(10) 清瀬三郎:「オリンピック派遣費」, 『体育の科学』, 昭和 31 年 2 月号.

(11) 文部省 84 年報.

(12) この具体的現われとして, 「スポーツ振興審議会」(32・2・15 設立) や参議院における体育局設置の決議(32・10), 或は保体審の「保健体育主管局の設置について」(32・7・30) の要望, 「国民体育デーについて」(33・3・22) の答申などをあげることができる.

(13) 瀬尾弘吉, 第 26 国会衆議員文教委員会(32・2・8) での答弁. 衆議員文教委員会会議録第 3 号, p. 1.

なを予算委員会(32・2・7) においても池田大蔵大臣は「文化・スポーツの振興につきましても特に配慮いたしました」との答弁(予算委・会議録. 第 2 号, p. 2) を行なっている.

(14) 文部省体育局, 保健体育審議会要覧, 第 2 集, p. 65.

(15), (16) 文部省体育局, 前掲書, p. 67.

(17) 国民スポーツの普及発展に対する答申の内容は

1. 文部省に体育主管局を設置すること
2. スポーツ行政に民意をじゅうぶんに反映させる機関を設置すること
3. スポーツ行政連絡協議会を総理府に設置すること
4. 地方のスポーツ行政機構の整備拡充を図ること

等であった。(前掲書, p. 70).

(18) 答申第一号の「オリンピック大会招致について」の項では,

1. わが国において開催される国際競技に対しては

1) オリンピック大会およびアジア大会については開催に要する施設の整備ならびに運営費については積極的に助成をはかること

等々国家の援助が明確にされたのである(前掲書, p. 74).

(19) 文部省体育局, 前掲書 p. 73.

(20) 金田智成:「オリンピック招致促進と国際スポーツの交換」,『新体育』昭和33年2月号. p. 42.

(21) 文部省 85 年報によれば,「日本体育協会補助」という名目ではじめて1千万円が支出されている. 前年のオリンピック派遣費2千万円は田畑政治個人(派遣選手団長)に支出されている.

(22) 灘尾弘吉国務大臣「社会教育法の一部を改正する法律」についての提案理由,『第26回国会制定法審議要録』,衆議院法制局, p. 308.

(23) 参議院文教委員長・岡三郎の提案理由, 前掲書, p. 310.

(24) 第26国会, 法律第95号.

附則に次の一項が加えられた.

6. 第13条の規定は, 国が, 社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的事業を行なうことを主たる目的とするものに対し, 当該事業に関し, 必要な経費について行なう補助に関しては, 当分の間適用しないものとする.

しかし, 昭和34年4月30日, 法律第158号によって第13条が改正され補助が可能となったので, 同時に第6項は削除された.

(25) 文部省体育局,「保健体育審議会要覧」, 第2集. スポーツ振興審議会の内閣総理大臣に対する「要望」(33・3・24)『スポーツ振興のための法的措置の強化について』, p. 78.

(26), (27) 文部省体育局, 前掲書 p. 28~29.

(28) 同上書. p. 30. 答申は昭和33年12月18日になされた.

(29) 同上書 p. 31.

(30) 同上書 p. 32. この答申は昭和33年10月31日の諮問, 第2項「スポーツ技術の水準向上について」, 昭和34年9月12日に出された.

(31) 同上書 p. 33.

(32), (33) 清水康平(文部省体育局長),「保健体育審議会の答申をめぐって」(座談会での発言),『学校体育』昭和35年1月号.

(34) 浜野清吾(衆議院文教委員長),「スポーツ振興法, 提案理由」昭和36年5月18日, 第38回国会制定法審議要録.

(35) 同上書.

(36) スポーツ振興法には次のように明記されている。

第 19 条. 市町村の教育委員会に、体育指導委員を置く。

2. 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なうものとする。

3. 略

4. 体育指導委員は、非常勤とする。

第 20 条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する（以下略）。

(37) スポーツ振興法案は昭和 33～34 年にかけて大きな問題になった。この中で西田泰介は「明らかにスポーツ強化策よりも、国民体位の向上をねらいとしていることは再びくりかえす必要はない」（『スポーツの大衆化に直進』、体育科教育、昭和 34 年 4 月号）と言い切っているのである。

この他、

佐々木吉蔵：「スポーツ振興法案について」、学校体育、昭和 34 年 1 月号。

西田泰介：「スポーツ振興法について」、体育の科学、昭和 36 年 8 月号。

金田智成：「スポーツ振興法」、学校体育、昭和 36 年 8 月号等がある。

(38) 荒木万寿夫国務大臣、「オリンピック東京大会の準備のために必要な特別措置に関する法律」案の提案理由、昭和 36 年 5 月 26 日、『第 38 回国会制定法審議要録』衆議院法制局。